

第5章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

本計画を着実に実行するため、市民・事業者・行政が協働して取組を行います。

また、本計画に基づく施策や取組の実施状況を環境審議会等で把握・評価し、今後の取組に活用します。

(2) (仮称) ゼロカーボンシティ推進協議会の設立

脱炭素社会の実現に向け、広く産学官の力を結集させ、地域性と事業性とが両立したエネルギー自立地域の形成が促進される事業の研究・展開の支援を目的としています。

第2節 計画の推進主体と役割

(1) 市民・事業者（市民団体、NPOを含む）

市民及び事業者は、環境への負荷を低減するとともに、自ら自発的かつ積極的に環境に関する行動を実践することが求められます。

また、市が実施する環境施策への協力、普及啓発への参加や、市と協働で事業を実施することなどが期待されます。

■市民の取組の例（市民会議より）

- ・学校での農業体験や畑づくりを通して地産地消や食品ロスについて学ぶ。
- ・家族で話し合うなど環境について考える機会をつくる。
- ・家庭ごみ（特に生ごみ・プラスチックごみ）の削減に努める。
- ・キエーロ（生ごみ処理容器）を使用してごみの削減に努める。
- ・テレワークやオンライン会議、徒での移動により車に頼りすぎない。
- ・地域や学校で実施する廃品回収に協力する。
- ・家庭での緑化と適応策を兼ねてグリーンカーテンの設置に努める。

■事業者の取組の例

- ・店のプラスチック容器に代わる容器導入を促進する（マイ容器の持参呼びかけ・紙容器）。
- ・事業者が環境問題に対して取り組んでいることを情報発信する。

(2) 行政

■環境審議会

島田市環境基本条例第 19 条に基づき、市長が委嘱する委員 15 人以内により組織されています。市長の諮問に応じ、環境の保全・創造に関する事項について調査・審議します。

■環境管理委員会・幹事会

島田市環境基本条例第 20 条第 2 項に基づき、庁内に設置する横断的な推進組織です。計画の進行管理や効果的な取り組みの検討、複数の所管による関連事業の調整を行います。

■庁内各課

市の施策に環境配慮を織り込み、率先して計画を推進するとともに、その進捗状況を把握し、環境管理委員会及び幹事会に報告します。

■事務局（環境課）

各主体から市への環境に関する意見提出、問い合わせの窓口としての役割を果たすとともに、環境審議会や環境管理委員会の事務・とりまとめなどを行います。

また、今日の幅広い環境課題の解決には、広域的な取組とともに、専門的・技術的な知見が必要となることから、国・県や周辺市町などとの連携・協力を努めていきます。

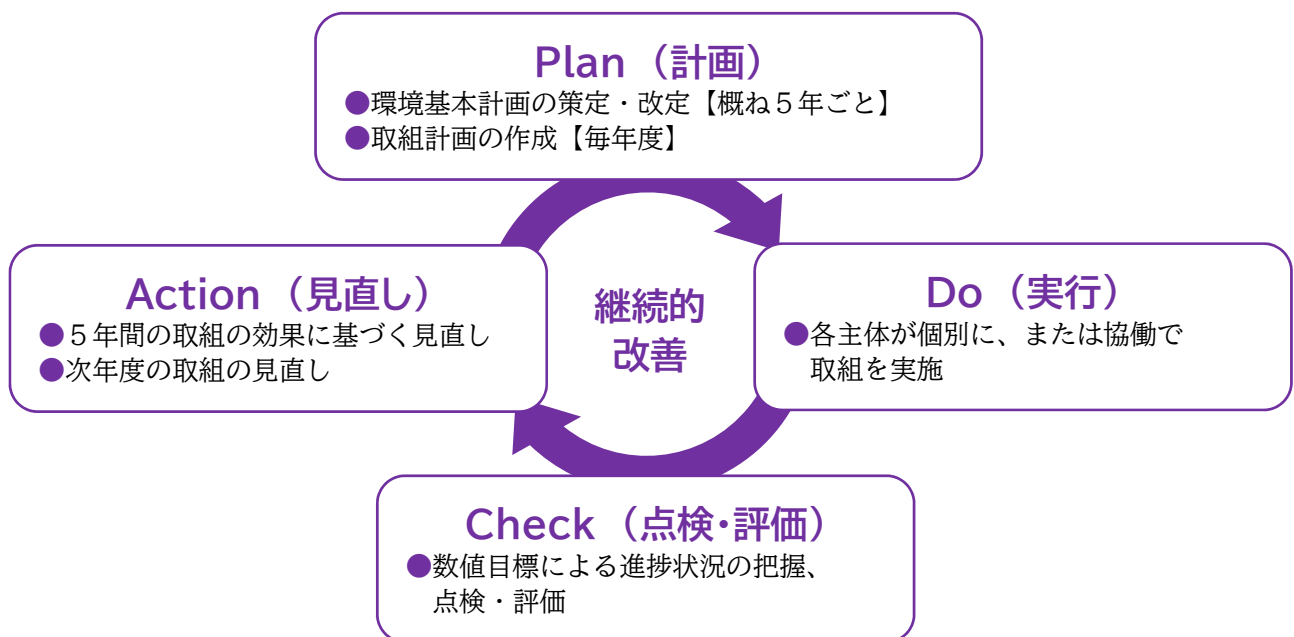
第3節 計画の進行管理

(1) PDCAサイクルを活用した進行管理

本計画は、環境マネジメントシステムの手法により進行管理を行います。具体的には「計画(Plan)」を立て、それを「実行(Do)」し、その達成度を「点検・評価(Check)」し、結果を基に「見直し(Action)」を行う「PDCAサイクル」を繰り返し行うことで取組の実効性を確保します。

毎年度、施策の実施状況を点検・評価し、次年度の取組計画などへ反映しつつ、概ね5年を目処に見直しを行い、社会経済及び環境の状況変化や計画の進捗状況並びに他の計画などとの整合を図ります。

■PDCAサイクルによる進行管理



(2) 環境報告書による進行管理の状況や評価の公表

進行管理の状況は、環境基本条例第8条に規定された年次報告書として「島田市環境報告書」のとりまとめを行い、ホームページを活用して公表します。

また、公表した「島田市環境報告書」について広く意見を募集し、次年度以降の計画の推進に反映させるとともに、次年度の「島田市環境報告書」に寄せられた意見とそれに対する市の回答を掲載します。